

令和5年第4回川西町 議会定例会会議録

令和5年12月15日 金曜日 午後2時40分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長・ 農業委員会 事務局長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
監査委員 嶋 貫 榮次 君	財政主幹 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 4 号)

令和5年12月15日 金曜日 午後2時40分開議

日程第 1 選第2号 川西町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第 2 議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)までの付託議案の審査報告について

(総務文教常任委員会委員長)

(産業厚生常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 3 議第94号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第5号)

日程第 4 発議第19号 川西町議会議員政治倫理条例の設定について

日程第 5 発議第20号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

日程第 6 請願の審査報告

請願第3号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願

(産業厚生常任委員会委員長)

請願第5号 一般国道13号交差点(前山ガソリンスタンド前十字路高島町大字福沢地内)信号の矢印灯器の設置に係る請願

請願第6号 ランドセルの公費支給についての請願

(総務文教常任委員会委員長)

日程第 7 発議第21号 閉会中の継続審査について

日程第 8 発議第22号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第8まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第1 発議第23号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回川西町議会定例会第11日目の会議を開きます。

(午後 2時40分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎選第2号 川西町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長 日程第1、選第2号 川西町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件につきましては、川西町選挙管理委員会委員4名及び同補充員4名が本年12月31日をもって任期満了となるため、地方自治法第182条第8項の規定により、川西町選挙管理委員会委員長より通知があったものであり、同法同条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第3項の規定に基づき、指名推選によるとされております。また、指名推選の方法につきましては、同運用例第4章第4項の規定により、本職より発議し、指名することとされております。

直ちに指名推選いたします。

川西町選挙管理委員会委員には、大字堀金、山口丈志君、大字西大塚、高橋佳子さん、大字朴沢、大河原美代子さん、大字上小松、後藤哲雄君。

以上、4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま本職より指名いたしました4名の方を川西町選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の4名の方を川西町選挙管理委員会委員の当選人とすることに決定いたしました。

続いて、同補充員については、第1順位、大字上奥田、小方徳彦君、第2順位、大字吉田、原田和久君、第3順位、大字小松、栗田純子さん、第4順位、大字中小松、佐東順子さん。

以上、4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま本職より指名いたしました4名の方を同補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上4名の方を同補充員の当選人とすることに決定いたしました。

なお、それぞれの当選人の方には、川西町議会会議規則第33条第2項の規定に基づき告知いたします。

◎議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
についてから議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該12議案については、本定例会第1日目の12月5日本会議において、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部秀一君。

(総務文教常任委員会委員長 渡部秀一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、私から総務文教常任委員会付託議案審査報告書のほうをご報告させていただきます。

令和5年12月5日、第4回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程。
- 2、議案の説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案につきましては記載のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、地方税法が改正されたことに伴い、本条例を改正する旨の説明を受けた。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 私、所管で聞くのもおかしいんだけど、ちょっと体調の都合で欠席だったんですが、国保事業、いわゆる今回は定数的な、上位法変わっての内容ということになるのかと思いますけれども、これから見通しがどうだなんていうようなことは、話題になったのかどうか。提案は、その内容で、上位法の改正に伴うということになるのかと思いますが、そこだけちょっと、所管でありながら、ちょっと都合で欠席だったので、その点を委員長にお尋ねしたい。そういうようなことが話題として出たのかどうかという、これからの見通しというのも含めて。

○議長 渡部委員長。

○総務文教常任委員会委員長 方向性に関しては、別に話なかったと思いますけれども、ただ、所管でございますし、そのとき質問いただければ、なおさらここで発表できたかなと思いますけれども、とにかく私の頭には残っておりません。すみません。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 今度、我々も国保の委員に、議員から上げて、あなたもなっているのかな。誰だっけ、あと。産業厚生委員長の遠藤明子さんと、今誰だっけ。もう一人、委員に上げて、誰だっけ。議員から上げているの、もう一人いたんでないっけが。2人上げているわけですよ。だから、そういう方々から、委員に上げたものの、何も報告もないということだから、上げて議員も何かご認識が薄いなと思ったから、そんな中で、こういうものの機会の中で、上位法改正だから国保事業だけでもこうですよというような話が当然あるもの、あるべきという立場で、あったのかと、こういうふうに聞いているんです。私欠席だったものだから、申し訳ないけれども、その辺ちょっとお尋ね申し上げます。

○議長 渡部委員長。

○総務文教常任委員会委員長 そこまでの審査はやってこなかったんですけども、ただ、そのときに、やはり同じ総務委員でございますし、そこで聞いていただければ納得できたかなと思います。ここでちょっとというのは大変ですので、後ほど資料をそろえてお持ちするという事でいかがですか。

○議長 高橋輝行君。

○11番 私が言っているのは、国保会計といえ、去年明けてから、おとしになりますか、今の税率では予算組めない、覚えていないの。困るよ、ちょっと。そこから始まるんだよ。だもんだから、アップしてくれということで、5年度でしょう、今。6年度は何か今の税率でいけるだろうと、でしょう、遠藤さん。だけれども、7年度はどうだといえ、7年度はどうなるか分からないと、駄目じゃないけれども、どうなるか分からないと。企業努力の部分、町民の健康状態によっていろいろ違うからね、そういうことでしょう。そういうものも、今度は議員から委員を上げているわけだから、あなたもやっているんでしょう。だから、折に触れ、提案されたものの審査だけでなく、定例議会中なんだから、5分、10分の中でも、こういう状況でこうですよという報告をする絶好のチャンスなんですよ、遠藤さん。だから、私、同じ所管ですけども、そのとき体調の都合で欠席で、同じ所管の中で聞くのはおかしいと思うんですが、やはりこういう機会を捉えて、どうなんだと、こう聞いているわけですよ。そういうときでなければ、いつ話するんですか。人の何たらかたらなんていうのは報告もないなんて言うけど、自分の職責でやって、やるやつでしょう。だから、こういうときがいいチャンスなんですよ。

だから、上位法の改正の部分だけれども、それに関連しながら、これからの川西町の国保会計はどうなっているんだと、日本共産党は国保制度そのものに反対ですけどもね、それ

は、政党は別として、どうなんだと、それに対して、うーんでは困るわけですよ。

特に今度、さっきも申し上げましたけれどもね、委員長、しっかりやってくださいよ。今度は予算ですからね。そのときはうーんじゃ困るよ。今回は補正だから、あとはやめるけれども。そういうところでしょう。いわゆる予算を組めるか組めないかと、組めないから助けてくれということだったでしょう、言うなれば、原田町長から。だから、助けてやったわけでないけれども、そういうことだったでしょう。

だから、5年度は組める、6年度は何とか組めるということでしょう、遠藤さん。だけれども、7年度は何だか分からないと、こういう状況ぐらいは、折に触れ、こういう上位法の改正とともに報告する。それぐらいの勉強をしていただいて、私どもに報告する。これは義務としてありますよ。しっかりやってくださいよ。それだけコメントしてください。分からなかった、しなかったからいいなんていうものではないよ。だったら、そういう委員やめてくださいよ、できないんだから。やったらば、ちゃんとやってくれと。それに対して答弁してください。やらなかった、うーんでないのよ。やらなかったらやらなかったと、分からなかったと、そこまでの提案でないでしなかったとか、ちゃんと一言なくちゃ駄目ですよ。答弁を求めます。

○議長 渡部委員長。

○総務文教常任委員会委員長 不足の部分は、先ほども言いましたとおり、お持ちしますので、それでよろしいですか。

○議長 渡辺委員長、ちょっとこちらさ。

(「議長、休憩取ってください」)

○議長 それでは、ただいま休憩の動議が出されましたので、休憩とさせていただきますよろしいでしょうか。

(「はい」)

○議長 それでは、休憩いたします。

(午後 2時56分)

○議長 再開いたします。

(午後 2時57分)

○議長 渡部委員長。

○総務文教常任委員会委員長 大変勉強不足でしたので、その件は、これから所管のほうにでも行って、お話を聞いて、それから高橋議員のほうにお話しするというので、させていただきます。

○11番 議事進行でちょっといいですか。

○議長 どういうことでしょうか。

○11番 だから、しゃべらないと分かんねべした。

○議長 動議ですか。

○11番 議事進行上の中で発言だと。

○議長 どうぞ。

○11番 国保事業、大事ですよ、これ。今テレビ入っているわけだけれども、命に関わる問題ですよ。国保事業というのは、我々の命に関わる問題でしょうということに、うーんというのは何。違う。国保事業そのものが、それが、いわゆる川西の国保事業は、去年、おとしですか、5年度の予算を組めないと、原田町長が、助けてくれやなんて言わないけれども、何とかならないかということで、投げかけられたわけでしょう。その結果、税率アップしてやったわけでしょう。このこと分かる、委員長。これ分からないと話進まないの。分からないの。じゃ、困ったね。そういうのなんですよ。それで……

(「議長、議事進行」)

○11番 国保事業を反対する共産党に言わちえることないけれども、まず、いいですか。俺、今言っている……

(「議事進行の動議だもとなねごで議長」「賛成」)

○11番 賛成とかじゃ。それで、今度6年度の予算は、来年度は組めるけれども、7年度はどうだか分からないという、命に関わるこの国保事業についてそういう説明があったので、上位、いわゆる国からの改正の税率の部分だけだけれども、折に触れ、そんなことで、いわゆるどうだという、この状況分析、これはすべきでしょう。それをしたのかと、こう言っている。そうしたら、それは所管でないから、産業厚生でやっているだろうと、俺の部分はこれだけだというのであれば、それはそれでお答えいただいていいわけですよ。聞けば、後で答える。おまえさ答えると言うから、俺さ答えるのではなくて、町民の代表をして、国保会計事業についての心配が事実あったわけだから、今の中間的なものは、いわゆる提案の内容からそれですけれども、全体の国保事業に対する理解を深めるために、定例議会中ですよ、これ。議事進行なんていうものでない。そういうものを取らなかったら私は聞いているだけ

で、議事進行の前に、そういう審査をしたかどうか、今度は遠藤さんに聞こう。あなたもはまってやったかどうか分かるわけだけれども、そういうことなんですよ。議事進行なんて言うのは簡単だけれども、定例議会中は十分時間を取りながら、やっぱり町民の負託に応えていくと、こうでなければ困りますよ、これ。

だから、もう一回聞きますけれども、そういうことはしなかったと、後の具体的な詳細については、産業厚生常任委員会……

○議長 高橋議員、質問の回数は3回を超えていますので、求めないでください。

○11番 議事進行上についてあなたは許可したわけだから……

○議長 議事進行には許可しましたが、質問は3回と決められております。

○11番 私は、3回は分かっていますが、十分委員長が理解されておられないようだから説明した。それをあなたは許可したわけですよ。

○議長 議事進行は許可しましたが、3回目以降の質問に対しては許可しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○11番 許可云々でないのよね、井上さんね。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第90号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

(産業厚生常任委員会委員長 遠藤明子君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私より産業厚生常任委員会に付託されました議案審査の結果を報告いたします。

令和5年12月5日、第4回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、2、3については記載のとおりであります。

4、付託された議案についての審議並びに意見等の結果。

(1) 議第86号 川西町下水道事業の設置等に関する条例の設定について。

経営状況の的確な把握を図り、持続可能な経営基盤を確保することを目的に、令和6年4月から下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を地方公営企業法の規定の全部を適用する旨の説明を受けた。

(2) 議第87号 川西町克雪管理センター条例及び川西町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の設定について。

川西町障がいのある人も共に生きるまちづくり条例に基づき、障害のある人もともに尊重し合う共生社会の実現を目指し、本町の施設管理に関する条例から差別的な表現を削除する旨の説明を受けた。

(3) 議第91号 川西町へき地保育所設置条例を廃止する条例の設定について。

川西町立玉庭へき地保育所を令和6年3月31日をもって閉所するため、本条例を廃止する旨の説明を受けた。閉所後の跡地利用について、有効活用を早急に検討するよう意見を付した。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

○11番 さっき前議長の鈴木幸廣さんから、議長、あなた注意されたけれども、ちゃんと休憩と言わないと、テレビずっと入っているからね。ちょっと経験不足だから言うけれども、俺この間、ちょっと体調崩して自宅で一般質問を見ていたんだけど、休憩と言わないと、テレビがずっと、さっき言って、しゃべっていたあの場面が出るわけですよ。だから、みく

さくなく、ちゃんと休憩は休憩と言わなくちゃ駄目よ。そこ、よく慣れてちょうだいね。

質問なんですけれども、下水関係の企業会計関係、これはいわゆる上部機関というか、国・県から指導があつて、公営企業、ここに基づく云々しろということだったので、やった。その説明だと、こういう理解になるのか、ちょっと確認を申し上げたい。

2つ目の関係について、もうちょっと分かりやすく、具体的にどのような差別的な表現というようなことなどが提案された、当局側からあつたのか。もやっと差別的な言葉とあつただけけれども、審査ですから、具体的にこういうような言葉が云々という、内容を見れば分かるかどうかですが、それ以外にもあつたのか、お尋ね申し上げたい。

それから、3番目の跡地の関係は全くそのとおりで、今まで原田町長、ずっと20年の中で振り返ってみると、非常に原田町長って、向かい風かなと思うと追い風で、高山小学校も、まず事業団関係で、うまくこれをされることになった。それから、東沢も大変評判いいんでないの。コーヒー、喫茶店まだ行ってないけれども、そういう関係で。でしょう、町長。大変評判。原田さん、私聞いているだけけれども、委員長さそんなことを聞いて、非常にいいですよ。ここもそううまくいくかどうか分からないけれども、何かこんなことというような、当局から見通し的なことを審査の中であつたのかどうか。

以上、3つです。

○議長 遠藤委員長。

○産業厚生常任委員会委員長 ただいま議員のほうから3つのご質問を承りました。

まず、1つ目にございますが、下水道事業に関しては、そのとおりであります。

(「そのとおりじゃ、ちょっとくり返して」)

○産業厚生常任委員会委員長 地方公営企業法の規定による全部を適用するという、その旨がそのとおりであります。

2つ目の克雪管理センターと、それから農村改善センター条例の一部を改正するという中身でございますが、こちらについては、障害のある人への表現の仕方、そこには、精神異常者という文言がございます。これを削除するということです。

3つ目にございます。3つ目につきましては、我々委員会のほうでも早急に検討せよと意見を付してございます。そのとおりでございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 国からやれという指示、その部分については、ちょっとよく内容を見ていなかったんで、そうやることによって、どういうメリットが出てくるんですか。そういうご審査をさ

れたと思うんですが、やれと言わっちゃな改正するという説明だけ受けたでなくて、それをすることによって、どういうメリットが出てくるんですか。デメリットもあるかもしれないけれども、そういうご審査は当然されたものというふうに思うので、質問をするわけです。

それから、精神異常者って、ある意味、俺もたまに精神異常者なのかなと思ったりするんだけど、それは医者がうーんと言う、うるさいって、冗談は別として、それは、ここの、私ほかの条例は分からないけれども、突出してこの関係の条例にそういう言葉があったと、それが見つかったものだから、それを訂正、あるいは削除することになったと、こういうことなんですか。ほかの条例に精神異常だの鬱病だの危ないとかなんていうことはなかったと、この部分だけが見つかったので今回改正したいと、こういう当局からの提案だと、こういうことなのかというのが2つ目の内容です。

3つ目は、今言ったような跡地の関係で、どうなっていくのかと。立派な建物ですよ。だから、今度は玉庭のほうに地元議員と目される議員がいるけれども、何か忙しくて地元のことをあまりしていないようだから、俺が今度後援会つくって乗り込んでいかなきゃと思っていやるんだけど、つまり何だかという、いろいろあるわけですよ、玉庭は。だから、私が思うには、置農の玉庭分校なんか、もうあしたにも、怒られるかもしれないけれども、潰して、寮、危険でしょう。そういう中で、誰ができるのかできないのか分からないけれども、そういう意味で、やっぱり公共施設のそういうところに入っていかなければ、これは地元議員と目される人だけには任せておけないなと思って、私も。手を広げるのは、いささかちょっと大変なんだけど、春一番にちょっと乗り込んでいきますけれども、ここなどについてはどういう、これからの見通し、あるいは町の方針、こういうふうに決定して、今後したいとか何とかという話などは、出たのか出ないのか。出たものと思えますけれども、その辺ちょっと、簡単に結構なんです、ご報告いただきたい。これが質問でございます。

○議長 遠藤委員長。

○産業厚生常任委員会委員長 議員より再度3つ質問がございましたので、お答えいたします。

1つ目の下水道に関する地方公営企業法の、どういうふうな、いい点、デメリット、メリットについてのご意見でございますが、これは、キャッシュフローをすることによって現金の流れが明確になるという、そういう説明がございました。

また、2つ目の障害者、その表現ですけれども、ほかのところにあるかないかというところまでの、我々も、意見は出ませんでした、ここの部分が見つかったので削除するという説明を受けました。

3つ目に、施設の利活用でございますが、町のほうも一生懸命取り組んで、これから検討していくと、地元の方々のご意見を踏まえながら検討していくという流れまでしか、聞き取りもしておりません。我々としては、早急に何らかの形で、形を出せというような意見を付しております。

以上です。

○議長 高橋輝行君。

○11番 様々、時間が押していますから、補正予算の関係でも予定していますんで、あとやめますけれども、精神異常、克雪センターと、それから農改センターの部分、ここの条例だけに、そこを見ていなかったけれども、そういうふうに書かれているんだな。いわゆるそれが不適切な表現だけれども、これ、自分で精神異常だなんて言たって分からないから、ちゃんと医者診断を得て、その結果、あなたは精神異常と、こうなるわけでしょう。あの野郎、何か異常のようだなんて言われたんじゃ、たまったものじゃないよね。俺なんかそういう言われるんだけれども、そのことは、冗談なしに、ここの条例だけでなくあるような気もするわけですが、当局提案では、ここの部分だけ、農改センター、克雪センターのところにその条項が残っておった。それを訂正する、こういう提案だと。だから、ほかのところはないものと思って審査をしなかったと、こういうことなんですな。なるほどね。何ででしょうね、そこさだけ。農改センター、克雪センターに精神異常のあれが何かあったから書いたのかな。その辺は後でまたお聞きする機会があるでしょう。今のようなことで、ほかのところはその条項はなかったんだべと、議会側からすればね、あったこのことだけの提案を可としたと、こういうことなんですな。もう一回確認します。

○議長 遠藤委員長。

○産業厚生常任委員会委員長 議員おっしゃるとおり、ほかの部分のところについては分かりませんが、ここの部分は削除したということでございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第86号 川西町下水道事業の設置等に関する条例の設定について、本議案について、産

業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第87号 川西町克雪管理センター条例及び川西町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第91号 川西町へき地保育所設置条例を廃止する条例の設定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長吉村 徹君。

吉村 徹君。

(予算特別委員会委員長 吉村 徹君 登壇)

○予算特別委員会委員長 私のほうから川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定いたしましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る12月5日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第92号 指定管理者の指定について、議第93号 指定管理者の指定について、議第82号 令和5年度川

西町一般会計補正予算（第4号）、議第83号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第84号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）、以上8議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、第1分科会主査の報告は修正でありましたので、報告後に質疑、討論を行い、まず、修正案について採択した結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正部分を除く原案について採択した結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

その他の7議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第83号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第84号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）、以上4議案につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第92号 指定管理者の指定について、議第93号 指定管理者の指定について、議第82号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第4号）、以上3議案につきましては、少数の反対がりましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべきお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力いただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例の制定について、指定管理者の指定 2 議案及び令和 5 年度各会計補正予算 4 議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

まず、議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は修正可決であります。

初めに、委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、修正案は可決いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、議決した部分を除く部分は原案のとおり決定いたしました。

議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第92号 指定管理者の指定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第93号 指定管理者の指定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第82号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第4号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第83号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第84号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第85号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第94号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第5号）

○議長 日程第3、議第94号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第5号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第94号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第5号）をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳出歳入それぞれ1億7,166万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億4,658万3,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、私から議第94号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項につきましては、ただいま町長から申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、別紙の概要でご説明を申し上げます。

議第94号資料、令和5年度川西町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

最初に、1番、歳出をご説明申し上げます。

性質別に区分をいたしまして、その項目ごと、補正の主な内容をご説明申し上げます。

まず、ナンバー 1、人件費であります。補正額115万6,000円の増額、主な内容といたしまして、会計年度任用職員、報酬・共済費の増額、これは、物価高騰対策給付金に係る人件費の分でございます。

続いてナンバー 2、補助費等、補正額は1,308万9,000円の増額、このうち、斎場運営事業、燃料代高騰に対する補助金35万円の増額、6次産業化推進事業、これは、森のマルシェに対してであります。電気代高騰に対する補助金150万円の増額。

続いて、玉庭放牧場利活用支援事業、資材並びに燃料代高騰に対する補助金54万円の増額、配合飼料高騰対策支援事業、配合飼料価格高騰に対する補助金554万円の増額、基幹水利施設管理事業（土地改良）、これは、電気代高騰に対する補助金38万3,000円の増額、フレンドリープラザ管理運営経費、電気料並びに燃料代高騰に対する補助金477万6,000円の増額。

続いて、ナンバー 3、物件費、補正額は229万3,000円の増額、このうち、物価高騰対策給付金支給事業、システム改修の委託料等といたしまして、228万9,000円の増額、その下、その他4,000円とございます。これは、福祉灯油助成に係る消耗品の増額分でございます。

続いて、ナンバー 4、扶助費、補正額は1億56万5,000円の増額、このうち、福祉灯油助成事業、福祉灯油券追加支給等で417万5,000円の増額、物価高騰対策給付金支給事業、住民税非課税世帯への給付金といたしまして、9,639万円の増額。

続いて、ナンバー 5、普通建設事業費（補助）、補正額は5,000万円の増額でございます。これは、担い手確保・経営強化支援事業、農業機械等の整備に対する補助金でございます。

続いて、ナンバー 6、災害復旧事業費（補助）、補正額は456万1,000円の増額、これは、農業施設災害復旧事業、落雷災害に対応する分ではありますが、米沢平野土地改良区への補助金でございます。

歳出合計 1億7,166万4,000円の増額でございます。

続いて、2番、歳入、ナンバー 1、国庫補助金でございます。

補正額は1億1,779万3,000円の増額、このうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,323万2,000円の増額、農業用施設災害復旧費国庫補助金456万1,000円の増額。

続いて、ナンバー 2、県支出金、補正額は5,208万7,000円の増額でございます。低所得世帯の冬の生活応援事業費県補助金、これは、灯油の助成券対応の分でございます。208万7,000円の増額、担い手確保・経営強化支援事業費県補助金5,000万円の増額。

ナンバー 3、繰入金、補正額は178万4,000円の増額、これは、財政調整基金の繰入金でござ

ざいます。

歳入合計 1 億7,166万4,000円の増額。

なお、この補正後の財政調整基金の残高は 4 億7,624万6,000円となりまして、令和 5 年度の標準財政規模に占める割合は7.2%となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 これは、過日の全協でやったいわゆる給付金の関係でいいんだよな。それで、最初に、町長、さっきの言葉なんだけれども、学のあるところで原田町長に聞いて、誰か議員言ったとおり、なかなかこの機会が少なくなるんだけれども、さっきの精神異常者と同じで、この低所得者という表現、非常に私は抵抗があるんですけども、これは、国のそういう、東大の法学部を出た人が考えた戒名だから、それはそれなんだろうけれども、私は、今、副議長とも話したんだけれども、低所得者という表現以外に何かやんばいな、町長、表現ないかなと、低所得者という、1,300人のうち、おまえか。俺違うよみたいなんでなくて、何かそんな感じを持つんですが、まず、この制度の内容を質問の前に、イメージとして、ちょっと町長、簡単にコメントいただければということで、質問、最初の中で、過日ありましたけれども、ざっと1億円の補正ですか。これ、原田町長、ちょっと大変この場で失礼な言い方かもしれないけれども、20年を振り返ってという、5期20年、若干ちょっとそれるよりも、イメージですよ、あらゆるところでごあいさつしながら、何かされているやに聞いているんですけども、結果的に、5期20年で、前町長から80億で引き継いで、さっきあった124億の補正ですから、一般会計の予算は増え、借金も増やして、さようならと、こういうイメージですよ、原田町長。いいことも数えられるけども、まず私野党だから言うと、80億からバトンタッチして124億という、総額も増え、借金も増やしてさようならというイメージなんです、そこで、過日の低所得者に対する給付金の、非課税世帯に対する国の支援について、できるだけ早く体制を組んでくれという趣旨でお尋ねをし、提案を申し上げたわけですけども、そのことについて町長から、低所得者という表現に対するご感想と言うとおかしいけれども、そういう表現について何かやんばいのものはないのかなというようなことを思いながら、と、今の内容についてお尋ねを申し上げたいと。

事務方からは、3回なんで一遍勝負に、この対象世帯となる見込みですよ。どんな数になるのか、過日あったような気がしますけれども、今度は本会議ですから、お尋ね申し上げ

たい。まずこれが最初の質問であります。

○議長 町長。

○町長 低所得者という言い回しが国から示されておりますので、それを受けた形で事業化をさせていただいておりますが、内容的には非課税世帯ということでありまして、やはり低所得者と言われて、自分自身を低く見られるというか、そういった負担を感じられる方もいらっしゃると思います。やはり言い回しなどについては工夫をしていかなきゃいけないのではないかというふうに、今率直に感じているところであります。

あと、20年で財政規模が大きくなったというのは、やっぱり様々な要因がありまして、一番私自身が感じているのは、例えば福祉予算、例えば高齢化が進んだり、介護、医療、こういった全体の福祉予算が増えているなどというふうに思いますし、あわせて、子育て等の支援の充実などもあって、財政規模としては大きくなってきているというふうに思っております。

また、投資的な経費もあって、公債費も高止まりしているという、様々な投資事業も進めてまいりましたので、そういった意味で財政規模が大きくなったというふうに捉えているところでございます。

世帯数等については、福祉介護課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 ただいまのご質問にお答えします。

非課税世帯ということで、1,377世帯でございます。

それから、その前にご質問がございました低所得というお名前ということの中で、国の制度でございますから、その内容は変えられないわけなんです。封筒のほうにこの名前が入らないような形で、別の名前ができないかなということは、低所得というお名前ではなくて、封筒の見出し、それの中に入らないような形を今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 表現を、原田課長、私、あえて町長に振ったのは、所管課長がそんなに繰り返し言わなくていいんですよ。原田町長のお言葉をお聞きすれば十分だったんで、その辺配慮してくださいよ。宮仕えはちょっと配慮が足りない駄目よ。親分にあえて聞いたわけだから。でしょう。過日の13日、俺、わーっと言って、やんやんやんやんと言われたけれども、その内容が通じたから、今日はスムーズに、限られた時間で本会議と、こういうふうに言ってい

るわけで、そこ、ほかの課長も同じよ。親分が言ったことを何かそれぞれの説明で親分、今度新しい町長だって、立つ瀬がないでないの。よく考えて。悪いと言っていないんだよ。

原田町長、同じですよ、この表現は。国の制度だから、やっぱりちょっとした表現の中で、やっぱり気配りというか、一緒に町をつくっていくんだというようなことをぜひ新しい町長には、原田町長も常に気配りはされている方というふうには、今さらながら思うとね。いろいろ私もかなり乱暴なことを言ったけれども、おわびする場面は別な機会にしまして、これ論判ですから、これはやっぱり指摘だけはさせていただきたいと。その表現は同じ感想のようで、ぜひひとつ、研究していただきたいと。

これ、ちょっと辛口でもう一つ、今申し上げた総額なんですけれども、提案の内容の全体の総額の話ね、数字があったんで。いわゆる4-1という15分類の中から、いわゆる3-1になったと、ランク、格付、私なりの言い方ね、格付が下がったわけですよ、本町。現行の格付、企業の格付と違うというらしいけれども、下がったんですよ。下がれば下がったなりに、やっぱり俗に言う身の丈に合ったまちづくりというようなことを私はすべきだと思うんです。そういう意味で、新年度の予算も大いに期待はしますけれども、新年度の予算は、やだらなことは言えないけれども、大体のことで組んでくださいよ、あと、新しい町長が修正をかけるわけだから。そのように、ちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

それから、このいわゆる見通しですね。年内と言ったんだけど、なかなか、年内については努力はするものの、今テレビが入っている中で、年内に7万円プラス3万給付できるような言い方も、この年末ぎりぎりの中でしたんでは、ちょっとおかしくなっちゃうから、我々も。だから、その大体の見通しだけただ年越すにしてもいつころかと、これは事務方のほうからいいのかな、お尋ね申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 年を越しまして、1月に入りまして、できるだけ速やかに、早くご支給を申し上げたいというふうに考えております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 それぐらいの答弁と、これぐらいのトーンの質問の時間だと、やじが飛ばないんです。

それで、まとめれば、この前の13日の給付金関係、総理大臣が国庫に返納する。我々が寄附行為になるのでできないこと、できること、いろいろありまして、原田町長も、岸田総理同様、世論の批判、特に私が指摘申し上げた東やまこさんのいわゆる処理の問題で、2つ目

は、三菱鉛筆が飯豊に行った問題、この責任という部分は、ちょうどいい、このボーナスの関係に出てきたので、それを指摘したところ、所管課長の総務課長も、おおむね常任委員会ではお認めになったので、いわゆる修正案で出てきたわけですね。

その給付金関係になりますけれども、読み上げれば、住民税非課税世帯の早期支給は、私は望むところでありますけれども、ただし、12月13日ですよ、全協の回答の状況、原田町長なり、所管課長、原田課長の、町長なり所管課長の回答を鑑みますと、システム的な改修等の準備など、あとは間違えてはならんというようなことで、そういうものの調査、そういうことで、当然時間がかかるのは仕方ないのかなと、あの説明の中で、私なりに感じたところであります。

それで、今後同様の案件が出てくるかもしれないし、当然やっぱり、低所得者でありませんけれども、非課税世帯に対する様々な、税制面が出るみたいな報道もありますよね。その際は、できるだけ早く支給されるような、そういう体制を、原田町長の言う仕組みづくりというものをひとつ、これはお願いしていただきたいものだというふうに思うわけで、そういうことについて、これは町長からでいいです。課長要らないよ。町長言ったのに手挙げないでね。それでお願いしたいと。

ここで、私大事なことをちょっとテレビを通じて言いたいんですけども、この支給のことですよ。ただ、町に対する見方ですよ、議員に対する。東やまこさんの問題、ずっとまだ引きずっているんですよ、町民は、時間差で。我々はある意味、風化ではないけれども、時間的なんですよ、内容でなくて。解決したと、臨時議会でやった後、8月7日に臨時議会でしたよね。このときに1億1,345万1,000円というのを議決したわけです。しかし、その中で、8,000万はしゃあねえべと、しかし、7年間の遅延損害金の3,000万は駄目だと、私を含め7名の保守系議員で、議長も含め、連判状に名前を書いたんですよ。ところが、8月7日の大事な臨時議会に、その7名のうち1名が欠席しちゃったんですよ。だから、これ、予算が通っちゃったと。私は、補償は補償でなければならないと思うけれども、やっぱり遅延損害金という部分が、今も頭さあるわけ。

それで、その金額よりも、今は、大事なものは、信頼ですよ、町に対する。私も別の問題で今いろいろ、ごちゃごちゃありますけれども、私はここで、ちょっと最後まとめに、議長、申し上げますけれども、いろいろあるわけですけども、例えば安部君の問題で言えば、若くて大事な命を守ることができなかつたと、この責任は、町及び管理責任者である原田町長の責任があると、ご自身もあると、こう言っておるわけですから。しかし、よく考えれば、

過日の中でも申し上げましたけれども、行政を監視する議会の機能、私もですよ。行政を監視する、いわゆる、もっと言えば原田町長のやり方を監視するこの議会の機能というものが十分果たせなかったと、我々議会が。原田町長だけ責めるんでなくて、私も含めて言えば、お亡くなりになったときにいた議員は、今3期、4期、5期になっているのかな。私は途中からですよ。しかし、行政を監視する議会の機能が果たせなかったと、これは議会議員の責任だということなんですよ。

だから、私は来る町長選の中で、大事なことですよ、これ、何をやるにも。だから言っているんですよ、後やめますけれども、議長から注意を受ける前にやめますけれども、ともに責任があると、その責任を、やっぱり努力して、またきれいなものには元には戻れませんけれども、覆水盆に返らずということで、なりませんけれども、そういう例えもあるようですけれども、それをやっぱり引きずらないで、町長、20年の区切りの中で、新しい町長、誰か彼か出てくるわけですから、やはり引きずらないで、我々も、それもやっぱり、今までは今までなんだと、我々も責任があるんだと、議員がね。こういうふうにすべきものだなというふうに考えているんですよ。

これコメント要りませんけれども、ぜひほかの前段申し上げた内容についてお答えをいただいて、これで3回かな、質問を終わりたいと思いますが、町長だけでないと、それを、原田町長、大変申し訳ない表現になりますけれども、監視するという、そうでしょう。そういう、車の両輪のごとくということはありませんけれども、監視するという、なかなかデリケートな、東やまこさんの問題ですと、デリケートな問題だから、どうなっているんだと、裁判所から回答は来たかと、東やまこのおやじはどう言っているんだと、うまくいっているのかなんていうことは、思ってもなかなか聞かなかった。しかし、議員としては、ちゃんとした、襟を正して、指摘すべきことは指摘してこなかった、この7年間。これは私も責任があるというふうなことで、申し上げて、新しい年を迎え、新しい町長を選んでいくべきなのでないかと。

ただ、これ辞職勧告を受けている町会議員が、でしょう。言っても、これ何言っているんだとなるんですよ。だから、今私は考え方を申し上げただけで、選挙にははまりませんよ、これ。はまったらおかしいことになるよね。俺がはまることによって優秀な候補者が傷ついたら困るから、私は決起集会等々、一切行かないし、ビラもリーフも配らないし、人に頼みもしません。しかし、私の1票があるわけですから、これは将来を託せる、川西を託せる方に、確実に、投票には行きます。ちょっと余計な話になりましたけれども、町長、どうです

か、はじめの中でひとつ、言うこともいっぱいありましたけれども、ご反省するような、特に東やまこの問題については、ともにといいふうに思うので、その辺だけちょっと、簡単に、コメントいただけますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 前段いただきました今回の補正案件の執行については、先進的な事例で、早めに執行できる方といたしますか、自治体もあるという、先日ご紹介いただきました。そういった先進事例なども研究させていただきながら、そして、一番手間がかかるというのは、システムがあるわけですが、もう一つは、本人からの意思表示をいただくといいますか、こういったものについても、郵送等でやっているわけですが、これもオンラインとかマイナンバーカードを活用している、そんな事例などもあるようでありますので、そういった意味では、将来的なそういった給付事業などの円滑化ということなども学んで、システムを強化していく必要があるというふうに、課題として受け止めさせていただきたいと思います。

後段の部分につきましては、大変重いご発言をいただきましたので、そのことを肝に銘じながら、執行してまいりたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を4時10分といたします。

(午後 4時00分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時10分)

◎発議第19号 川西町議会議員政治倫理条例の設定について

○議長 日程第4、発議第19号 川西町議会議員政治倫理条例の設定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者寒河江 司君。

○6番 6番寒河江です。

(寒河江 司君 登壇)

○6番 それでは、私から発議第19号 川西町議会議員政治倫理条例の設定についてご説明を申し上げます。

さきの全員協議会において詳細にご説明を申し上げましたので、今回は主な内容を説明をいたします。

発議第19号 川西町議会議員政治倫理条例の設定について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

本日付提出、提出者、賛成者につきましては記載のとおりでございます。

提出理由につきましては、川西町議会議員が、川西町議会基本条例の理念に基づき、町民の代表として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準等を定めることにより、高い倫理観を持ち、町民の信頼に応じて、開かれた民主的な町政の発展に寄与するため、本条例を制定するものであります。

第1条、目的については、提出理由と同様でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以下、条文については、主な内容についてご説明いたします。

第2条、議員の責務。政治倫理基準を遵守し、これに反するとの疑いを持たれたときは、自ら説明責任を果たさなければならない。

第3条、遵守すべき政治倫理基準として、川西町議会政治倫理に関する決議を遵守し、議員の品位、名誉を損なう行為、議会に対する町民の信頼を損なう行為をしないこと、町の職員の職務遂行を妨げないこと、議員の地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、不快を感じる性的な行動をしないこと等、7項目を挙げております。

第4条は、代表就任の報告であります。

第5条、議員は、他の議員が政治倫理基準に反する疑いがあるときは、2人以上の議員の連名で審査を請求できるとしております。

第6条、審査の請求があったときは、議会運営委員会に諮り、審査会を設置し、その委員は5人以内とし、議員の中から選任します。

第7条、審査会は、審査の請求の適否及び政治倫理基準に反する行為の存否を審査し、第三者の意見として、町民の中から3人以上の意見を聞くこととします。

第8条は、審査結果の通知、弁明及び公表であります。

第9条、議長は、審査の結果を受け、政治倫理基準に反する行為をしたと認められる議員に対して、議会運営委員会に諮り、次の措置を講ずることができるとして、1、議員の辞職勧告を行うこと。2、議会の役職の辞任勧告を行うこと。3、一定期間の出席自粛勧告を行うこと。4、この条例の規定を遵守させるための警告を行うこと。5、前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行うこと。措置を講じたときは、その要旨を広報紙及びホームページに掲載します。

第10条は準用、第11条は委任であります。

最後に、附則として、施行期日であります。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、私からの説明といたします。

○議長 本案は議員提出案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 質疑なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第20号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

○議長 日程第5、発議第20号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

○4番 4番遠藤です。

(遠藤明子君 登壇)

○4番 それでは、私から、発議第20号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日提出、提出者、賛成者につきましては記載のとおりでございます。

提出理由でございます。

これまで2度にわたる問責決議、さらには、辞職勧告を全会一致で可決しました。しかし、その責任はいまだに果たされておられません。川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させた高橋輝行議員の責任は重く、断じて許されるものではない。自らの意思と責任において、再度、川西町議会議員を辞職することを勧告いたします。

高橋輝行議員に対する辞職勧告決議(案)でございます。

高橋輝行議員の空き家バンク仲介による手付金不正受領に関して、2度にわたる問責決議にもかかわらず、町民と議会に対して説明責任が果たされていない。さらに、令和5年9月定例会において議員辞職勧告を決議したが、いまだに高橋議員からは説明すらされていない。

一連の行為は町民の信託を受けた町議会議員としての自覚を著しく欠く行為であり、川西町議会政治倫理に関する決議に反するものである。議員一人の問題にとどまらず、川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させたことの社会的、道義的責任は重い。

よって、川西町議会は、議会への町民の信頼を回復するため、自らの意思と責任において、再度、高橋輝行議員の議員辞職勧告をするものである。

以上、決議する。

令和5年12月15日、川西町議会。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願第3号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める

請願

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第3号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願。

本請願は、本定例会において産業厚生常任委員会に審査を付託したものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

(産業厚生常任委員会委員長 遠藤明子君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私のほうから請願第3号についての審査報告をさせていただきます。

令和5年第4回川西町議会定例会本会議におきまして産業厚生常任委員会に付託されました請願第3号の審査が終了いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る12月11日に議場において議員6名の出席と住民課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、従来秋に計画されているマイナンバー保険証への一本化を見直し、従来の健康保険証も使用を継続できるよう、国に対して意見書を提出を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、マイナ保険証では、災害、停電等によるシステム障害の際には、被保険者情報が確認できず、保険診療ができなくなる可能性も懸念されること、また、いまだ医療現場での混乱が回避されておらず、現行の紙の保険証を廃止せず、継続して使用できるよう、採択すべきという意見が出されました。

また、委員からは、マイナンバー保険証、資格確認書、紙の保険証の3種類の存在することによる住民の混乱が懸念されることから、マイナンバー保険証への一本化を進めるべきであると、趣旨に沿い難いとの意見も出されております。

採決の結果、本委員会といたしましては、賛成多数で本請願は採択すべきものと決定いた

しました。

以上、請願第3号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第3号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は、採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎請願第5号 一般国道13号交差点(前山ガソリンスタンド前十字路
高島町大字福沢地内)信号の矢印灯器の設置に係る請願

○議長 請願第5号 一般国道13号交差点(前山ガソリンスタンド前十字路高島町大字福沢地内)信号の矢印灯器の設置に係る請願。

本請願は、本定例会において総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部秀一君。

(総務文教常任委員会委員長 渡部秀一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、私から請願の審査報告のほうをさせていただきます。

請願第5号、請願審査報告。

令和5年第4回川西町議会定例会本会議において総務文教常任委員会に付託されました請願第5号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る12月8日に議場において委員5名の出席と安全安心課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、一般国道13号交差点、高島町内に存する前山ガソリンスタンド前十字路は、主

要地方道高畠川西線を經由し、本町内に進む東の玄関口であり、本町の産業や観光振興にとっても大変重要な箇所であるが、当該信号には矢印灯器の設備が設置されておらず、交通安全上、大変危険な交差点となっているため、安全で円滑な交通及び本町の東玄関口としての重要性を鑑み、当該交差点の信号の矢印灯器の設置について、関係機関に対する働きかけを求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、当該交差点の安全で円滑な通行及び本町の東玄関口としての重要性を鑑み、当該信号の矢印灯器の設置について、引き続き関係機関に対して要望していく必要があることから、採択すべきという意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第5号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第5号 一般国道13号交差点（前山ガソリンスタンド前十字路高畠町大字福沢地内）信号の矢印灯器の設置に係る請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎請願第6号 ランドセルの公費支給についての請願

○議長 請願第6号 ランドセルの公費支給についての請願。

本請願は、本定例会において総務文教常任委員会に審査を付託したものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部秀一君。

(総務文教常任委員会委員長 渡部秀一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、請願の報告をさせていただきます。

請願第6号、請願審査報告でございます。

令和5年第4回川西町議会定例会本会議において総務文教常任委員会に付託されました請願第6号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る12月8日に議場において委員5名の出席と教育文化課教育総務主幹ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、小学校入学に向けた準備を行う上で、財政負担感が大きいものがランドセルの購入であり、現在は、父母や祖父母などの家族が購入しているが、公費で購入し、対象者に配付することで、高額な負担を減らし、その分をほかの準備経費に充てることができるよう、子育て支援策として、保護者負担の軽減を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、小学校入学に対する児童や家族の思いも尊重しつつ、一律ではなく希望者への支給とするなど、柔軟な対応も考慮すべきである。子育て支援の観点で、ランドセルの公費支給は保護者負担の軽減となるため、必要であることから、採択すべきという意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第6号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第6号 ランドセルの公費支給についての請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第21号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第7、発議第21号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会において産業厚生常任委員会に付託いたしました請願第4号 保育料完全無償化に係る請願は、審査未了のため、継続審査とされたい旨の申出がありましたので、これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第21号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第22号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第8、発議第22号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され申出があったものでございます。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第22号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上をもって全日程を終了いたしました。先ほど、日程第6、請願の審査報告において、請願第3号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願が採択されたことに伴う意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

◎発議第23号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について

○議長 追加日程第1、発議第23号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者遠藤明子さん。

○4番 4番遠藤です。

(遠藤明子君 登壇)

○4番 それでは、私のほうから健康保険証を廃止せず存続を求める意見書(案)を申し上げます。

政府は現行の健康保険証を令和6年秋に廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化しマイナンバー保険証に一本化するとしている。しかし、多くのトラブルやミスが発生し、紙の保険証廃止に懸念の声が上がっている。

マイナンバー保険証については、他人の情報がひもづけられる誤登録が8441件にのぼったことが報道されているなど、山形県保険医協会が実施したアンケートにおいても、オンライン資格確認システムを運用する医療機関で多くのトラブルが報告されている。

また、災害・停電等によるシステム障害の際には、マイナ保険証では被保険者情報が券面で確認できないため、保険診療そのものができなくなる可能性も指摘されている。

政府はマイナ保険証を登録しない人にも、申請がなくても「資格確認書」を交付することを方針としているが、資格確認書交付のための健保組合や自治体の事務負担が増大することは必至と考えられる。

現状ではマイナ保険証の利用率は5%程度にすぎず、それでも、これほど多くのトラブルが発生しており、このまま現行の健康保険証を廃止すれば混乱をきたし、誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の根幹を揺るぎ、必要な医療にアクセスできなくなる事態につながりかねない。また、個人情報保護の観点からも、情報流出・漏洩などの重大な懸念も生じている。これらのことから、下記事項について強く要望する。

記

1. マイナンバー保険証のトラブルの原因を究明し、トラブルが起きない抜本的なシステムを構築すること。

2. マイナンバー保険証と並行して、現行の紙の保険証を廃止せず使用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

令和5年12月15日、本日付、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣あて。

山形県川西町議会議長名でございます。以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、広聴広報常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査報告書が、川西町監査委員から定例監査の結果について及び指定管理者監査の結果についてが、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和5年第4回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 4時43分)